

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)  
2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件) ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 ○認証食品の認証 ○土地収用法に基づく事業の認定 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 ○開発行為に関する工事の完了	(共同参画社会推進課) (同) (障害福祉課) (食産業振興課) (用地課) (情報システム課) (建築宅地課)	一 一 一 二 二 三 三 五	ページ
--	--	--------------------------------------	-----

## 告 示

○宮城県告示第六百二十八号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。  
平成二十一年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 ステップアップたいわ 芳賀 正克
- 二 主たる事務所の所在地 黒川郡大和町吉岡字下町七十番地
- 三 定款に記載された目的 この法人は、その存する地域社会において、助け合いの心を大切にす  
る町民とともに、高齢者や障害者、そして子どもたちが安心して暮ら  
すことができるようにするために、福祉サービスに関する事業を行い、

福祉の増進と地域社会の発展に寄与し、社会全体の利益に貢献するこ  
とを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年六月十六日

○宮城県告示第六百二十九号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動  
法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告  
示する。  
平成二十一年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 多賀城市民スポーツクラブ 渡邊 久
  - 二 主たる事務所の所在地 多賀城市下馬五丁目九番三号多賀城市総合体育館
  - 三 定款に記載された目的 クラブは、多賀城市民の健康増進に関する業務を行い、もってコミュ  
ニティーの促進、豊かな高齢化社会の創造及び青少年の健全育成等、  
明るく豊かで活力に満ちた多賀城市の形成に寄与することを目的とす  
る。
  - 四 申請のあつた年月日 平成二十一年六月二十四日
- 宮城県告示第六百三十号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動  
法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告  
示する。  
平成二十一年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 宮城芸術文化振興団体 黒瀬 理知
  - 二 主たる事務所の所在地 名取市ゆりが丘四丁目二十五番地の十六
  - 三 定款に記載された目的 この法人は、地域や市民に対して、芸術文化に関する事業を行い、芸  
術文化の振興に寄与することを目的とする。
  - 四 申請のあつた年月日 平成二十一年六月二十五日
- 宮城県告示第六百三十一号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー

ピス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十一年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五一〇〇九三二	しじゅうからat work 仙台市青葉区宮町二丁目三・二二	生活介護	特定非営利活動法人生活支援きょうどう舎	平成二十一年六月一日
〇四一五三〇〇五一六	アースサポート株式会社 仙台市若林区白萩町二番二〇号	居宅介護 重度訪問介護	アースサポート株式会社	平成二十一年七月一日
〇四一五五〇〇六四四	はまなすヘルパーステーション 仙台市泉区泉中央二丁目十六番一〇号 スビーノ泉中央一階	居宅介護 重度訪問介護	コスモスケア株式会社	平成二十一年七月一日
〇四一五一〇〇九九七	みやぎこうでねいと ほつとハウス 仙台市青葉区旭ヶ丘四丁目十六番二十六号	共同生活介護 共同生活援助	特定非営利活動法人みやぎこうでねいと	平成二十一年七月一日

〇宮城県告示第六百三十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。  
平成二十一年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証食品	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百六十 三	豆腐	有限会社上村商店 代表取締役 上村 甚一	有限会社上村商店	仙台市青葉区大町二丁目五・一六

二 認証年月日

平成二十一年六月三十日

〇宮城県告示第六百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。  
平成二十一年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 本吉町
- 二 事業の種類 本吉町幣掛ふれあい会館保全事業
- 三 起業地
- 1 収用の部分 宮城県本吉郡本吉町幣掛地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由  
次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 本吉町幣掛ふれあい会館保全事業（以下「本事業」という。）は地方公共団体（本吉町）が設置する広場その他公共の用に供する施設に関する事業であり、法第二十条第三十二号に該当する。

2 第二号要件 本事業の起業者である本吉町は、既に必要な財源措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断されることから、本事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件  
(一) 本事業の施行により得られる公共の利益について  
本吉町は、昭和五十六年度に策定した「本吉町長期総合計画（はまなすプラン）」以降、住民参加のまちづくりをまちづくりの基本とし、新しいコミュニティづくりのための自主的組織づくりと施設の整備を推進し、現在も平成二十二年度に「第三次本吉町長期総合計画（新世紀はまなすプラン）」を策定し、「コミュニティづくりの推進を図り、みどり豊かな健康文化のまちづくり」の実現に向け取り組んでいる。

まちづくりの推進基盤として、町内四十行政区すべての地区で住民の自治組織である振興会が組織され、それぞれ活発なコミュニティ活動を実践し、地域づくりに大きな成果を上げており、本吉町では、その活動の拠点となる地域集会所施設を町内各地に整備している。また、町財政上の理由から整備が遅れている地域にあつては、町の支援を受けながら地域が主体となつて集会所施設の設置を進めている。

幣掛ふれあい会館は、行政区内の全世帯で構成する第五行政区振興会が事業主体となつて町

の支援を受け、平成六年度に地区内のほぼ中心部の民有地に建築された。それ以来、地区会、研修・講習会、文化活動など各種コミュニティ活動の場として、多くの地域住民に利用されるところに、災害時の防災拠点や避難施設として利用されている。

本件事業は、土地賃貸借契約を締結し借地に対応していた幣掛ふれあい会館用地について、使用期間満了に伴い交渉を進めてきた期間更新の協議がととのわないことから、地域住民の将来にわたる幣掛ふれあい会館の永続的な利用を確保するため、町で用地を取得することとしたものである。

本件事業が施行されると、地域住民が将来にわたり永続的に利用できる施設の存続が図られ、親睦と融和をモットーに実践している地域の環境美化活動や婦人部活動、子ども会育成会活動などの地域づくり活動の拠点として地域コミュニティの進展と防災拠点としての機能維持に引き続き寄与でき、また、借地であるために地域住民が控えていた花壇整備や樹木植栽、駐車場舗装などの環境整備が促進され、地域内の老若男女の交流が深まり、地域コミュニティの一層の進展が図られ、災害時には相互に助け合う地域住民としての連帯感が高まることになる。さらに、災害時の防災拠点や避難施設が永続的に確保できることになるので、地域住民の生命、身体及び財産の保護に寄与することになる。

本件事業の施行により起業地を改変することはないので、周辺環境に与える影響はないものと判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(一) 本件事業の施行により失われる利益について

上記のとおり本件事業の施行により起業地を改変することはないので、失われる利益は軽微であると認められる。

(二) 事業計画の合理性について

本件事業の起業地は、地域住民の交通利便性を第一に、周辺の環境、工事費等の経済的条件等を考慮して選定された三候補地の比較検討を経て決定されており、申請案が合理的なものと判断される。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると判断される。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるところに、(三)で述べたとおり本件事業の起業地は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されるところから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3 (一)で述べたように、本件事業の施行により地域づくり活動の拠点として地域コミュニティの進展と防災拠点としての機能維持に引き続き寄与できるなどの理由から、早期に保全事業を行う必要があると判断される。

さらに、本件事業の対象地区の住民自治組織である第五行政区振興会から町による用地取得を強く求められている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

本吉町役場(まちづくり推進課)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 平成二十一年度情報システム課リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務 千四百五十六台

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 平成二十一年九月十六日から平成二十六年九月十五日まで

4 納入・設置場所 仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとし、本人札に係る一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)  
 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。  
 3 2以外の者で開札時までには宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十二条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 過去二年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、これらを誠実に履行している者であること。

9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十一年七月三十一日(金)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
 宮城県企画部情報システム課ネットワーク管理班(担当 大森 俊明 電話〇二二・二二一・二四七五)

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年七月三十一日(金)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を1の場所へ平成二十一年七月三十一日(金)午後五時までに提出すること。

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十一年八月十七日(月)午後五時まで

<p>七 概要</p> <p>10 詳細は入札説明書による。</p> <p>9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>8 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無</p> <p>5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>その他</p>	<p>(一) 場所 1)同。(2)</p> <p>(二) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>5 開札の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 平成二十一年八月十八日（火）午後二時</p> <p>(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎六階企画部会議室</p> <p>入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者</p> <p>2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p>
--	--

<p>七 概要</p> <p>10 詳細は入札説明書による。</p> <p>9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>8 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無</p> <p>5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>その他</p>	<p>Summary</p> <p>1 Item(s)/Service(s) Required : Lease, installation, configuration and maintenance of Information System Division personal computers for the 2009 fiscal year (1456)</p> <p>2 Duration of Contract : September 16, 2009 to September 15, 2014</p> <p>3 Deadline to Submit Bid : August 17, 2009, 5 : 00 p.m.</p> <p>4 Place and Time of Bid Selection : August 18, 2009, 2 p.m., Miyagi Prefectural Government Office building, 6th Floor, Policy Planning Department Meeting Room</p> <p>5 Contact Person : Toshiaki Omori (Contact Person), Network Management Section, Information System Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2475</p> <p>○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。</p> <p>平成二十一年七月七日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 角田市角田字田町四十四番四、四十五番及び四十四番六の一部</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 角田市角田字幸町三番地 有限会社若木商会</p>
--	---